

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成31年2月25日提出

**平成31年2月25日報告**

藤岡市長 新 井 雅 博

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成30年12月21日

藤岡市長 新 井 雅 博

### 記

- 1 損害賠償の額 230,497円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●  
● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成30年8月3日（金）午前9時頃、藤岡市役所正面駐輪場において、市が設置した自転車用空気入れを留めたワイヤーに足を引っ掛け転倒し、負傷させたものである。